

神戸市外郭団体監理に関する検討委員会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
おくたに きょうこ 奥谷 恭子	公認会計士
まえしま きょうこ 前嶋 京子	甲南大学法学部教授
まつお たかみ 松尾 貴巳	神戸大学大学院経営学研究科教授

神戸市外郭団体監理に関する検討委員会（概要）

1 概略

これまでの外郭団体見直しの取組を踏まえ、今後の外郭団体のさらなる活用を目指し、外郭団体が市の施策実現に果たしている役割を整理し、外郭団体業務の位置づけや、団体経営の自立性確保と公共性担保のバランス、外郭団体への関与の手法を検討するため、「神戸市外郭団体監理に関する検討委員会」を開催し、専門的知識を有する委員から意見を聴取する。

2 経緯

外郭団体の見直しについては、震災後の間断ない行財政改革の取り組みの中で、震災時の 64 団体から平成 22 年度には 46 団体まで削減を進めた。

「神戸市行財政改革 2015」（平成 23～27 年度）においては、外郭団体経営検討委員会の提言の内容もふまえ、さらに 10 団体以上の削減を目標に掲げ、特に経営状況が悪く大きな負債を抱える団体の整理等見直しを進めた。

26 年 1 月現在で、既に 11 団体を削減しており、目標を前倒しで達成できたことから、改めて外郭団体の意義や市の関与のあり方について整理を行い、今後の外郭団体の監理に活かしていく。

3 検討予定項目

(1) 外郭団体業務の位置づけ

外郭団体で実施する業務について、市の施策実現に果たす役割（公共性、専門性、継続性、効率性等）を踏まえて、その業務の位置付けを検討する。

(2) 外郭団体の自立性確保と市の関与のバランス

市の施策実現に対して果たしている役割を踏まえて、「団体経営の自立を図ること」と、「市の関与により公共性の担保を図ること」のバランスについて検討する。

(3) 外郭団体への関与の手法

市からの出資・出捐や補助・委託・貸付等の財政的関与、市職員派遣等の人的関与の手法について検討する。

(4) 外郭団体経営検討委員会提言（H23.1）に基づく見直し状況の進捗について

神戸市外郭団体の状況

1 定義

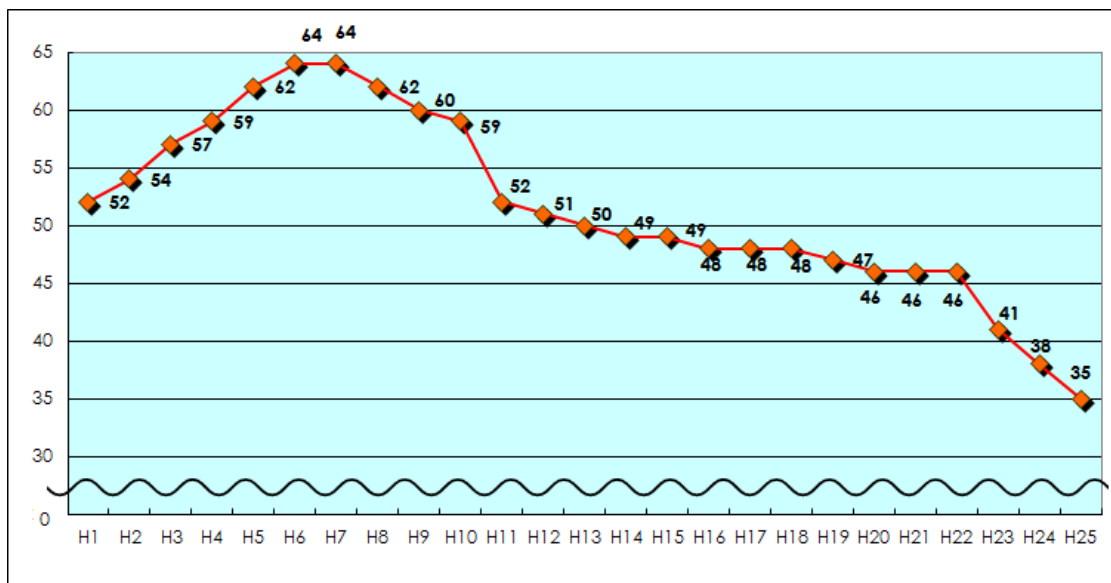
市が 25%以上を出資又は出捐する法人のほか、市と人的又は資金的及び業務的に密接な関係を有する法人

2 主な設立目的

- ・ 市行政の補完的役割を担う
- ・ 効率的・弾力的な事業運営を行う
- ・ 柔軟できめ細かな市民サービスを行う
- ・ 人的・財政的に民間の資源の活用を図る

3 団体数 35 団体（一覧 資料 4）

（団体数推移）



4 団体形態と市出資・出損率

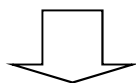
	100%	～50%	～25%	25%未満	計
公益財団法人	5 団体	3 団体	1 団体	1 団体	10 団体
一般財団法人	2 団体	3 団体	1 団体	—	6 団体
株式会社	1 団体	6 団体	9 団体	—	16 団体
その他（※）	1 団体	—	—	2 団体	3 団体
計	9 団体	12 団体	11 団体	3 団体	35 団体

※ その他：地方公社、社会福祉法人、一般社団法人

5 これまでの見直しにかかる外部委員会

平成 14～20 年度 「外郭団体経営評価委員」

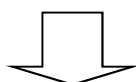
- ・経営目標、経営状況のヒアリング調査に基づき経営評価を行い、経営改善のための指導・助言を実施。



平成 21～22 年度 「外郭団体経営検討委員会」

- ・団体の事業内容、経営状況の検証を行い、改革の方向性（事業見直し、団体の再編・統合・廃止）について市長へ報告。

46 団体中 27 団体に「あり方・方向性」について何らかの見直しが必要と指摘



平成 23～25 年度 （個別検討委員会の実施）

- ・経営検討委員会の報告を踏まえ、外部専門委員を招き個別団体のあり方を検討。

「舞子ビラ事業あり方検討委員会」

「都市計画総局外郭団体あり方検討委員会」

「みなと総局外郭団体あり方検討委員会」

「フルーツ・フラワーパーク活性化検討委員会」

「水道サービス公社事業に関するあり方検討委員会」 <継続中>

委員会の進め方について

1 概要説明

2 団体及び所管部局に対するヒアリング

【目的】

外郭団体の業務の位置付けや市の関与の手方等を検討していくにあたって、いくつかの類型から抽出した団体のヒアリングを実施することで、団体の実態や課題を把握していただき、今後の検討に役立てる。

【対象】

全 35 団体中、8～10 団体程度を抽出して実施

【内容】

- 主たる事業内容について（市施策との関わり等）
- 市の関与について（財政的関与、人的関与等）
- 団体の自立性確保について（経営の自立性・継続性、内部統制等）
- 外郭団体経営検討委員会指摘事項の進捗について

【実施方法】

- 1回あたり2、3団体のヒアリングを実施。
- 1団体あたり1～1.5Hを想定。
- ヒアリングは、団体及び所管部局より行う。

3 ヒアリングを踏まえて委員意見聴取

- 外郭団体業務の位置づけ
- 外郭団体の自立性確保と市の関与のバランス
- 外郭団体への関与の手法
- 外郭団体経営検討委員会提言（H23.1）に基づく見直し状況の進捗について

4 意見の整理

団体ヒアリングについて

【ヒアリング対象団体選定】

○選定方法案（資料 4 参照）

団体の形態に着目した「公益財団法人」「一般財団法人」「株式会社」「その他」に分類し、各分類から数団体をヒアリング対象とする。

●公益財団法人

- ・大部分が公益事業、赤字事業であり、何らかの補助金を支給しており、補助金を除くと赤字となる団体がほとんど。
- ・市との関連が深く、出捐率は市が 100%である団体が多く、市派遣職員が占める割合も高い傾向がある。

候補案	6	神戸市民文化振興財団
	7	こうべ市民福祉振興協会
	9	神戸市公園緑化協会

●一般財団法人

- ・公益事業と収益事業を組み合わせる実施。事業内容に応じて補助金を受けている場合がある。
- ・施設管理業務をはじめとする市の補完的業務を元来行ってきた団体が多く、現在指定管理業務を受託している団体も多い。出捐率は高いが、市派遣職員が占める割合は公益財団より低め。

候補案	1 3	神戸国際観光コンベンション協会
	1 5	神戸すまいまちづくり公社

●株式会社

- ・収益事業を行うことを基本とするが、市と関連が深い事業を実施する団体がほとんど。補助金を受ける団体はほとんどない。
- ・施設管理、交通関係事業を主とする団体が多く、指定管理者として受託しているものも多い。出資率は会社の成り立ちにより幅があるが 30%~50%程度の団体が多い。市派遣職員が占める割合は低い団体がほとんど。

候補案	1 8	神戸都市振興サービス
	2 3	くつのまちながた神戸
	2 5	神戸ハーバーランド
	2 8	OM こうべ

●その他

- ・社会福祉協議会、神戸港振興協会は、出資・出捐率は 0%であるが、市と密接な関係を有する法人として外郭団体に位置付けている。事業内容は市と関連の深いものが多く補助金も支給されている。市派遣職員はさほど多くない。
- ・道路公社は、法律上の地方公社であり、有料道路及び駐車場の建設、管理を行っている。出資、職員についても 100%市の関与のもとに運営されている。

候補案	3 3	神戸市社会福祉協議会
-----	-----	------------

今後のスケジュールについて

時 期	実施内容
平成26年1月22日(水)	第1回 委員会 (委員会の進め方、ヒアリング対象団体の選定等)
平成26年3月 }	団体及び所管局ヒアリング
平成26年夏 }	第2回～第4回 委員会 (委員意見聴取)
平成26年秋	
平成26年冬	第5回 委員会 (委員意見整理)

神戸市外郭団体監理に関する検討委員会開催要綱

平成26年1月15日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 外郭団体が市施策実現に果たす役割を踏まえ、出資・出捐者である市が団体にどのように関与すべきか、また団体経営の自立・安定をどのように図っていくべきか、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、神戸市外郭団体監理に関する検討委員会を開催する。

(委員)

第2条 委員は、会計、財務、監査又は法律について専門の学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は3名とする。

3 その他、市長は、特定の事項について専門知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特定の事項について意見を聴取するのに必要な期間とする。

(委員長の指名等)

第4条 企画調整局長は委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は会の進行をつかさどる。

3 企画調整局長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

第5条 委員会はこれを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で企画調整局長が公開しないと決めた場合はこの限りでない。

(1)神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2)委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

（施行細目の委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、企画調整部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年1月22日から施行する。